

【よくあるご質問 (FAQ)】

令和8年4月9日時点

No.	項目	Q 質問	A 回答	備考
1	応募資格	応募資格に国の制度の活用歴や団体への加入などの要件は必要ですか？	この事業の応募については、助成対象者の要件に合致していれば良く、その他の履歴や団体加盟などは要件ではありません。	
2	今後の募集	この募集は今年度限りですか？	この事業は、中小企業集積活性化支援事業基金（期間：令和6年度から令和10年度）により実施されるもので、期間中に複数回公募（基本、年度ごと）を実施することを想定しています。しかしながら、基金の予算には限りがあるため、事業を検討している場合は、早めの応募をお勧めしております。	
3	応募時留意事項・助成事業者の義務等	応募に当たって留意することはありますか？	採択・交付決定後、事業を実施するに当たって、助成金という性質上、それぞれ目標としたテーマについて成果を上げるため、誠意をもって適正に事業に取り組まなければなりません。また、助成事業者（組合）は、報告義務や証拠書類の整理・保管等の管理義務に加えて、助成金の使途の制限など様々なルールを遵守していただくことになります。 さらに、助成金の支払いについては、事業完了後の精算払いとなりますので、それまでに生じる事業費については組合が立て替えることになります。なお、助成事業者の義務等については、公募要領4～5ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。	
4	複数回（反復）の応募	本組合は助成事業を複数回・段階的に複数年度に分けて応募することも検討したいと考えますが、可能ですか？	複数回の応募は可能です。 但し、応募時点で本事業に係る（前回の）助成事業が未完了又は助成金額が確定していない場合は（次の募集に）応募できません。 （例えば、助成事業を、丁寧な合意形成や見直しを挟みながら、隔年度で実施し着実にプロジェクト進めることも現実的かつ効果的であり、そのような進め方も方法の一つと思われます。） なお、本事業に応募しても毎回確実に採択される担保は無いため、その点は勘案しておく必要があります。	
5	第2類事業について	第2類事業は、「重点事業を含む拠点機能強化事業」とありますが、どんな事例がありますか？	第2類事業は、助成事業期間内に「重点事業」と「拠点機能強化事業」の2つの事業を実施（調査研究等）することになります。例えば、「防災機能を備えた組合会館の再整備（調査）」「省エネルギー・新エネルギーにも対応する共同倉庫の再整備（調査）」「組合業務のデジタル化を踏まえた共同事業の見直し・再構築（調査）」などが想定事例として掲げられます。	
6	委員会	委員会は必ず設置しなければならないのでしょうか	この事業は、事業運営の透明性を確保し、機能的・効果的に実施するため、専門家委員、組合側委員で構成する委員会を助成事業者自ら設置し、事業内容の検討・決定、進捗管理等を実施することが必須要件となっています。 外部委託についてもその選定等について特に透明性が求められることから、事前に、委員会において、委託内容や委託先の検討・決定を行うこととなっております。 なお、外部への委託による委員会運営は認められません（本事業の全部委託不可）。	
7	専門家委員	専門家委員とは具体的にどんな方ですか？	組合に属さない外部の有識者として、客観的かつ専門的な立場からの意見等の聴取を期待するものです。具体的には、大学の教授、自治体、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所又は商工会、金融機関（商工中金、銀行等）の職員、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士などが考えられます。また、会館の建替えの場合には建築関係の専門家を専門家委員や外部専門家で招聘するなど実施テーマに即した委員の選出のご検討をお願いします。	
8	助成金の概算（部分）払い	事業途中で助成金の概算払いを受けることは可能でしょうか？	この事業においては、概算（部分）払いの制度はありません。事業完了後に適正な報告を受け確定検査後に助成金を支払います。	

【よくあるご質問 (FAQ)】

令和8年4月9日時点

No.	項目	Q 質問	A 回答	備考
9	実地調査	実施テーマに関して専門的に取り組んでいる団地組合に実地調査に行きたいのですが…？	委員会委員数の2分の1以内（最大10人）という制限はありますが、委員の旅費や専門家委員の謝金ほか、組合事務局職員（2人以内）の旅費も助成金の対象になります。また、経済的かつ効率的な場合は、バスやレンタカーなど調査実施者が一団で移動するための車両を借り上げる経費も助成対象となります。	
10	助成対象範囲（ハード事業等）	防犯灯や防犯カメラなどの設置費用は助成対象になりますか？	この事業は、工業団地の機能強化と魅力向上のために行う事業の実施に関する調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画の策定に対して支援するものです。したがって、防犯灯や防犯カメラ設置工事などのハード事業、また、イベントや研修会の開催などの共同事業については助成の対象外となります。	
11	助成対象範囲（設計業務）	組合会館の建替えに関する調査研究を行う予定ですが、その後の「基本設計」や「実施設計」は助成の対象になりますか？	本事業は、基本的に調査研究や計画策定のための助成事業です。「基本設計」とは発注者が要求する機能や仕様、その他関係法令等の条件を整理し、デザイン・イメージの図面等の成果図書を作成する業務です。一方、「実施設計」とは基本設計に基づいて作成する工事施工者向けの図面等の成果図書作成する業務といえます。したがって、本事業の趣旨を踏まえると「基本設計」は対象となりますが、「実施設計」は対象外となります。	
12	応募書類作成のポイント	応募書類作成に当たって留意することは何ですか？	応募書類の各様式のうち、特に、助成事業の内容を記載する「事業計画書」及び「経費明細表」を作成するに当たっては、実地調査の人数制限や謝金・旅費の基準・目安などを遵守して作成することはもちろんですが、各様式内及び他様式との間でプランと数量などストーリーの整合性を取ることが重要です。例えば、専門家委員の人数と委員手当の人数、委員会人数と会議費等が合っているかの確認が必要です。なお、公募要領の最終ページには【応募書類確認シート（セルフチェックリスト）】として確認すべき事項を列挙しておりますので、それぞれ確認しながらの作成をお勧めします。また、応募書類の内容については、公募要領4ページの＜審査項目＞に沿って、学識経験者等で構成する選考委員の審査を経て選考しますので、審査項目を意識し、わかりやすく丁寧に作成することが必要です。	
13	実施期間（会計年度との関係）	この助成事業の実施期間の設定は、国等の会計年度（4月～3月）に合わせる必要はありますか？	この事業においては、事業期間は、最長、交付決定の翌年12月末日までとなっており、その後速やかに適正な事業完了報告を受けた場合は翌年3月末の会計年度内までに助成金の支払いを終える予定にしております（したがって事業完了後、助成金の支払いまでは報告内容の確認等で所要1～3カ月程度を念頭）。なお、事業内容・ボリュームに従い、事業期間の始末期の設定はこの期間限度内であれば令和8年8月の開始でなくても、また令和9年12月末を待たずに完了する設定でも構いませんし、その始末期を国の会計年度末に特に揃えるなどの必要はありません（但し、令和10年度募集事業の場合は除きます）。	
14	助成事業実施後について	助成事業終了後の留意事項はありますか？	本事業は、基本的に調査研究や計画策定のための助成事業ですが、組合の最終的な目的は、その先にある再整備や機能強化事業を具体的に実施していくことです。したがって、短期的な対応に役立つことは勿論のこと、中長期的な対策や計画の策定などに繋げるなど組合の事業目的の実現に向け整備事業等に進捗させてことが重要です。なお、終了後5年間、事業実現化状況について報告の提出をいただき、相互に共有することとなっています。また、他の助成事業者向けに成果事例の発表等をしていただくことがあります。	
15	お問い合わせ	応募を検討したいと思いますが、今後の進め方についてどうしていったら良いでしょうか？	日本立地センターでは、公募期間に関わらず組合からのお問い合わせをお受けしておりますので、お気軽にご連絡をお願いいたします。	

※このQ&A集は、追加・修正することがあります。